

事 業 計 画 書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

高田地区は区内で最も高齢化率が高い地域のひとつで、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。また納涼会や運動会といった地域のイベントやボランタリーな活動は多数ありますが、担い手の確保や後進の育成に悩んでいる現状があります。地形的に見てもコンパクトなエリアの中で山坂、平地がはっきりと分かれているため、それぞれに生活課題等の違いもみられます。近年はマンション建設や道路拡張工事等により、まちの環境が大きく変わりつつあります。ケアプラザは身近な福祉保健活動の拠点として、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を地域や行政とともに実践し支援していく使命があります。地域包括ケアシステムの考え方を基本として、生活圏域の中で地域、医療、福祉、行政等が綿密に連携し、支援を必要としている人に必要な支援や情報が迅速、確実に届く仕組みづくりを行うことが最も重要な役割であると感じています。また寄せられる相談の内容や地域ケア会議等を重ねることで得られた課題から地域全体の特性や傾向を知り、問題が深刻化する前に早めの対策を呼びかける役目も担っていると思います。これは高齢の分野だけでなく、子育てや障がいも含めた地域全体が対象として当てはまると考えています。防災や防犯、虐待や孤独といった、世代を問わず起これり得る様々な課題について積極的に関わり、全体で取り組むことが総合的な地域包括ケアであり、現在のケアプラザに期待されているものと思います。当法人は港北区を中心に40年近く事業を実施し、ケアプラザの運営を行う前からも高田地区を対象に短期入所、施設入浴、地域ボランティアと連携した配食サービス等を行ってきました。今年度も法人の地域貢献事業として新たな居場所の創出に関わりました。福祉事業を行う上で重要なのは「人との関わり」ですが、当法人は長きにわたる地域との関係を活かして平成12年にケアプラザを受託し、地域との協働を重視した事業を20年間行ってきました。次期指定管理期間においても更に地域、医療、福祉のネットワークを広げ、関係各所との連携を深めながら安心安全なまちづくりを行う、その役割を果たしていきたいと考えています。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

高田地区は連合町内会、地区社協、民児協がそれぞれひとつずつで構成されているまとまりのよい地域です。高田天満宮や興禅寺、塩谷寺といった歴史ある場所や田園地帯が残る一方で、地下鉄開通や新しい道路の工事、マンション建設など、大きな変化もみられています。古い戸建てが集まる住宅街が多いため、高齢化が進み、独居や高齢者のみの世帯が増加しています。また住宅街の中に商店等が少ないため、買い物や移動に関する要望も多くなっています。昨今、古い住宅の跡地に複数の戸建てが建ち、子連れの若い世代が転入してくることが増えてきました。今後地域活動やボランティアへの参加が期待されるところですが、残念ながら町内会の加入率やケアプラザの利用頻

度は高くありません。このような新しく若い世代を取り込むため、町内会や地区社協、委嘱団体といった地域団体は勿論のこと、子育てネットワーク会議や学校 PTA、ケアプラザの登録団体等、あらゆる団体と連携して地域課題の周知や解決に向けた取り組みへの協力を呼び掛けていきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

連合町内会や地区社協等、地域団体の会合や主催する事業に積極的に参加し、情報提供や各団体の状況把握、課題の共有に努め、連携して課題解決と地域福祉の向上に取り組みます。特に民生児童委員協議会に関しては毎月の定例会に引き続き参加し、情報共有を図りながら更に連携を強化していきます。地域で行われている数か所の居場所や様々な活動にも参加・協働し、連携強化とネットワークの拡充を図っていきます。地元の小中学校についても毎年実施している認知症サポーター養成講座や自主事業での関わりを活かし、見守りや世代間交流を目的とした事業の実施に向けて準備を進めています。区福祉保健センターや区社会福祉協議会とは毎月行っている「定例ケア会議」を活用して全体的な情報共有を図りながら、個別ケースの対応検討や各種事業の準備等を行います。地域福祉保健計画（ひつとプラン）についても包括レベル地域ケア会議と連動性を持たせながら、推進に協力していきます。区内外のケアプラザとも情報交換や連携を図り、必要に応じて事業の共催等も行っています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

社会福祉法人緑峰会は昭和 57 年の設立以来、港北区を中心に事業を展開してきました。常に時代を見越した新しい発想を持ち、地域に深く浸透する福祉事業に参画するという方針で、区内初の特別養護老人ホーム「港北みどり園」やショートステイセンター「すいらん」、市のモデル事業として開設した認知症高齢者グループホーム「ちとせ」（都筑区）の運営などを行ってきました。平成 19 年には個室ユニット型特養「グリーンライフ」（旭区）と日吉本町地域ケアプラザの運営を開始、高齢化に伴い増える要望に対応しています。「利用者の笑顔と家族の安心」を基本理念として、高齢になっても住み慣れた地域、住み心地のよい場所でその人らしい生活が送れるよう、在宅福祉、施設福祉の両面から各種サービスを充実させています。また地域福祉の重要性を認識し、高田・日吉本町両地域ケアプラザを中心に介護予防に関する事業や子育て、障がい支援、ボランティア育成などにも力を入れています。その他、横浜市からの委託による高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（LSA）も行っています。法人の各施設では積極的にボランティアを受入れ、地域の皆様に事業にご協力いただくと共に、地域に根ざした施設運営を心掛けています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人では、現在 6 施設の運営を行っています。各施設とも安定稼働しているため、利用者への対応やサービス向上に集中できる状況となっています。運用に関しては、理事長を中心として健全

な運営を心掛け、適正な会計処理を行うため会計事務所と委託契約を結び実務を行っています。また、納税等に関しても法人本部の経理担当者が迅速且つ正確に手続きを行っています。収入面に関しては、各事業所とも安定稼動しているため現時点において問題はなく、次期指定管理期間の運営にも充分に対応していくことができると考えています。支出面に関しては多施設運営のスケールメリットを活かし、業者との委託契約や物品購入等で低コスト化を図る他、設備や備品の入替え時には効率のよい製品（LED 照明や節水型トイレ・洗濯機等）を導入し、ランニングコストを抑えていきます。また、システム化によって作業の効率アップを図り、過剰な人件費が掛からないよう努めます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

指定管理事業、介護保険事業とも運営基準上の職員配置を確実に行い、業務の安定を図ります。所長には開設当時から現在までのケアプラザ、地域、制度を知り、連合町内会、地区社協をはじめとする各種地域団体、役員とも関係ができている現任者を引き続き充てる予定です。指定管理事業の職員は現任者にて所定の配置を確実に行い、急な相談等にも対応できるような勤務体制を心掛けていきます。介護保険事業の職員については現任者を中心としながらも、多様化するサービスの実情に見合った配置を隨時見直しながら行っています。職員の定着率が高いことに加え、法人内の人事異動が頻回でないため、所長を除く常勤職員の平均勤続年数が約6年2ヶ月と長いことも利用者、相談者等に信用され、良好な関係が維持できる要因になっていると考えます。また、法人内には有資格者、或いは在職しながら資格取得する職員も多いため、欠員発生時も適切な人材を早期に補充できる体制があります。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

ケアプラザの職員として基本的に必要な人権擁護や個人情報保護等といった内容については、定期的な研修の他にミーティング等で隨時確認を行いながら、職員各々の意識を高く保持します。新入職員には入職時にオリエンテーション及び新任研修を実施し、その後も定期的な法人及び職場内研修の実施や外部研修への参加機会を確保し、資質向上を図ります。実務経験を重ねた職員には専門職としてより高度なスキルが身に付けられるよう、職員各々のレベルに合わせて段階的に研修を受講させ、育成を行っていきます。また業務遂行に必要、或いは望ましい資格の取得、更新に係る費用は施設側で負担し、学習意欲や向上心を高めます。日頃から他部門と協働して事業を行うことで職員間の連携や相互理解を深め、それぞれの職員の職務範囲を広げていきます。退職や異動によって職員が交代する場合には期間を設けて確実に引き継ぎを行い、業務やサービスに支障が出ないよう努めます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画

及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設関係法令や基本協定書に基づき、適正に施設の管理、運営を行ないます。職員一人ひとりが日常的に注意を払い、不良及び汚損箇所の早期発見、早期対応に努めます。日常清掃及び定期清掃、設備の保守管理等については業者委託にて行い、快適な利用環境を維持します。その他、建築基準法第12条に基づく建築物・建築設備定期点検を実施して経年劣化状態を判断する等、施設の状態把握に努めます。施設・設備に不良箇所が発生した場合は、必要に応じて区と協議の上、速やかに修理・交換等を行ないます。開設から20年が経過し、大型設備の入替が順次必要になってきているため、優先順位をつけて計画的に実施していきます。備品については台帳を完備し、適切に管理します。利用者に対しては団体登録時に利用上の注意等を記入した書類を渡して説明を行なうとともに、年1回開催する利用者会議の場でも安全、快適にご利用いただくための周知を行なっていきます。貸館利用者と共に年末大掃除も、施設を大切に利用してもらう意識向上の意味も含めて、今後も実施していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事故防止に関しては職員にリスクマネジメントの考え方を周知徹底し、日頃から業務中の事故リスクを如何にして減らすか考えます。具体的にはいわゆる「ヒヤリハット事例の対策」を中心として、職員会議やミーティング等の場で隨時対応を協議します。単に事故を防止するだけでなく、安全管理の徹底はサービスの質を向上させる手段のひとつと捉え安全な環境づくりを行います。また協力医や区役所等関係機関と連携し、感染症等の防止に努めます。事故発生時は対応マニュアルに従つて迅速且つ適切な対応を心掛け、的確に関係機関へ報告しながら原因究明と対策の検討を早急に行ないます。ケガや急病の際、迅速な応急処置（AED操作等を含む）や適切な救急要請等、冷静な対応ができるよう日頃から研修やシミュレーションを行います。事件の発生防止については来館者に挨拶や声掛けを行い、不審者の発見と侵入防止に心掛けいますが、休日や夜間は職員数が少なくなることから、万一の備えとして警備会社直通の通報装置を事務所内に設置しています。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

緊急時対応については年に2回消防訓練を行い、職員の意識を高めるとともに有事の避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行なえるよう努めています。災害発生時に福祉避難所となることは職員に周知し、震度5強以上の地震発生を基準として開館時、閉館時の参集方法や対応方法を決めたマニュアルを作成、迅速に避難所の開設準備ができるようにしています。福祉避難所は地域防災拠点の二次的な避難所となるため、開設準備・受入れが迅速に行われ、運営についても有効に機能するよう地域と連携して体制整備を行なっています。応急備蓄物資は必要数を確保し、食品類の賞味期限や各種物資の状態等を定期的に確認して入替を行なっています。実際に避難所を開設した場合は、職員だけでは人数が少なく地域の協力が必要となるため、

利用団体の代表者会議等で福祉避難所の趣旨と内容を説明し、有事の際の協力について呼びかけを行っています。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

災害時の備えとして応急備蓄物資の他に懐中電灯、ヘルメット等を常備しています。また震災の際にできるだけ物品が落下したり転倒することがないよう、備品等の常設は最小限にして、必要に応じて設置・貸出をするようにしています。災害時対応をテーマとした研修を毎年実施し、応急備蓄物資の保管場所や数量の確認、災害対応型自動販売機の使用方法、太陽光による災害用発電装置のコンセント位置の確認などを行っています。また、災害が発生した後も迅速に業務を再開したり福祉避難所を開設できるよう、建物・設備の点検項目や復旧方法などを職員に周知しています。早渕川が近いことによる水害の備えについては、天気予報と併せて河川情報に注意し、早めの対処を心掛けていきます。ゲリラ豪雨等で外部への避難や帰宅が困難になった場合は、2階に垂直避難し安全を確保します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

ケアプラザは地域の福祉保健活動の拠点であり、世代を超えた地域交流の場でもあります。安心してご利用いただくためには信頼性と透明性を高く保つことが重要であり、そのためには如何なる場合でも公正中立に対応することが求められます。法人の倫理規程に則り、誰に対しても偏見や差別なく誠実に対応することを前提とします。施設利用に関して特定の団体や個人を優遇したり、事業者に便宜を図ることはありません。また、法人内事業所に対してもより厳しく対応し、職員には公的な施設であること、それに伴う業務を行っている自覚を常に高く持つよう指導します。個人情報保護の徹底は当然として、各々の職員が自分の言動に責任を持って行動します。公正中立な対応が杓子定規で冷たい対応と誤解されることがないよう、常に利用者・相談者に寄り添い、納得いくまで説明していきます。日頃から地域に向けてケアプラザの役割や立ち位置について周知するとともに、良好な関係を維持するよう努めます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

苦情受付については各部門に苦情受付担当者を置き、苦情解決責任者は所長が担当し、その他に第三者委員を複数名配置する体制で対応します。周知は施設内の掲示や契約書類・配布書類への記載等により行い、施設だけでなく公的機関への申立てができる旨を併せて説明し連絡先も紹介します。苦情または要望の把握は意見箱の設置の他、利用者へのアンケートや利用団体の代表者会議等により行ないます。苦情が寄せられた場合は速やかな対応に努め、苦情受付簿や対応した内容等を記録した苦情処理簿を作成し、苦情対応マニュアルに基づき誠意を持って解決・改善に向けて取り組みます。苦情や要望はサービス向上や信用向上のチャンスと捉え、申出があった点だけでなく業務全体を振り返り見直す機会とします。改善策の実施後は再発防止や予防に努めます。また寄せら

れた苦情や要望、及び対応については館内の掲示板に概要を公表するなどして利用者と情報共有し、透明性がある施設運営を心掛けていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

法人の「個人情報保護に対する基本方針」及び「緑峰会の保有する個人情報の保護に関する規定」に基づき、個人情報及び文書等の管理を徹底します。職員については採用時に「秘密保持・個人情報保護に関する誓約書」の提出を義務付けていますが、その後も毎年研修を行い、意識を常に高く保持するよう指導していきます。個人情報を取扱う際は緊張感を持って細心の注意を払い、同意書のもとの最低限の使用にとどめ、二次利用することのないよう徹底します。ケースファイル等個人情報を含む書類は施錠のできる保管庫で管理し、担当者が必要時ののみ開けることとし、原則として持ち出しが禁止します。またコンピュータ内の情報も個別のパソコンには各々パスワードを設定し、データの保存・管理はサーバー機を用いることで、盗難時や災害時における情報流出・紛失等の被害を最小限に止めます。法人の運営状況等については法人のホームページを利用するなどして分かりやすく公表し、地域の方が安心して施設をご利用いただけるよう努めます。「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権尊重の視点を持って誰に対しても差別等なく対応するとともに、福祉保健活動の拠点として地域への啓発も行っていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜3R夢プランに基づいて館内で発生するゴミの減量化に努め、排出されたものについては的確に分別します。備品や消耗品を長く大切に使って無駄な物品購入をしないように努め、コピー用紙の裏面を利用するなどリサイクルできるものは再利用し、ゴミや不用品の発生ができるだけ抑えるよう取り組みます。日頃から節電、節水に努めるとともに空調設備を適正温度に設定するなど省資源、省エネルギーに心掛けます。自動車を運行する際は大気汚染や騒音を軽減するため、待機停車時のアイドリングストップを推進します。光熱水費やゴミ排出量はデータ比較して効果測定を行い、節減に向けて職員の意識を常に高く保ちます。物品購入や工事発注については「横浜市中小企業振興基本条例」を踏まえ、まちづくりや地域の見守り支援への協力といった意味も含め地元企業への発注を優先するよう努めます。また男女が平等に地域や社会に参加し、活躍できる環境づくりを進め、日常生活の充実や地域の活性化を促進していきたいと考えています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域に利用施設が少ない状況の中、限りあるスペースを有効に、また公平に利用していただけるよう貸館の予約状況を館内掲示等でお伝えし、稼働率の向上につなげていきます。情報提供に

関しては広報紙や館内の掲示板等を活用し、地域情報や福祉保健にまつわる情報などに触れる機会を作り、関心が高まるよう努めます。施設のホームページの充実を図り、事業の概要やイベント情報等を周知します。この情報は連合町内会・地区社協のホームページともリンクさせ、最新の情報が新鮮なまま必要な人に届くようにします。貸館利用の団体には、利用時に福祉保健に関するミニ講座を行うなど、ケアプラザを利用することでの付加価値が付くような取り組みを行っていきます。「たかたん♡こどもまつり」のような大きなイベントの際は、普段は貸出スペースとなっていないデイルームも利用し、催しの活性化を図りながら、同時にケアプラザへの関心も高まるようにしていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・こども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域ケアプラザには、日々様々な相談が寄せられ、貸館も子どもから高齢者まで幅広い団体に利用されています。その中で地域包括支援センターに寄せられる相談は、多くが高齢者に関するものですが、そこを入口として、同居している家族への対応が求められる場面も多くあります。このような「家族・地域支援」を行うには、年齢や対象者別の縦割りではなく、横断的に対応する専門性が求められます。個々のニーズに的確に対応できるよう、日頃から関係機関と情報共有を図り、連携がとれる関係の構築と情報収集に努めます。このような活動の中で得られた情報をより身近な形で提供できるよう、広報紙の活用や館内外への掲示等、地域住民に届きやすい方法で発信していきます。こども・障がい分野に関しては、ケアプラザに相談できるとの認識がまだ薄いのが現状です。事業を実施する中で周知し、気軽に相談できる場所である事を知っていただくとともに、相談へ繋がるきっかけとしていきます。専門機関や行政との関わりから得られる情報や地域の福祉保健活動に関する情報を支援活動（子育てサロンや親と子のつどいの広場）や当事者活動（障がい児地域訓練会や家族会）などへ積極的に参加し伝えていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

「各部門各職種の職員がそれぞれの専門性を活かしながら連携し、（中略）地域の皆様とともに各種事業に取り組んでまいります」という当施設の運営基本方針の通り、各部門また職員が縦割りになることなく、情報共有しながら連携して事業を行っていきます。地域ケア会議、ひとつプラン、地域防災など、施設全体として取り組む必要性を再確認し、職員各々が使命感を持って職務にあたります。日常業務においては毎月定例で行っている「部門会議」を引き続き開催し、職員各々が各部門の状況を把握し必要に応じて協力するとともに、部門担当者が不在の場合でも対応できる体制を維持していきます。高田地区はエリア内に地区センター等の利用施設がありませんが、区が主催する施設間連携会議等を活用し、情報交換等の交流や事業の相互協力を図っていきます。その他エリア内の居場所やNPO法人が運営している親と子の集いの広場等とも積極的に連携し、事業の効果を高めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

連合町内会をはじめとする地域団体の会合やイベントに積極的に参加し、情報共有するとともに各団体の状況把握、課題の共有に努め、連携して地域福祉の向上に取り組みます。地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会に関しては定例会に引き続き参加し、更に連携を強化していきます。地域で開催されている数か所の居場所や親子のひろば等にも参加・協力し、連携強化とネットワークの拡充を図ります。地元の小中学校についても福祉学習や職業体験、自主事業での関わりを継続しながら、認知症サポーター養成講座等の福祉関連事業を計画的に実施していきます。区福祉保健センターや区社会福祉協議会とは毎月の定例ケア会議を活用し、情報共有や意見交換、困難ケースのカンファレンス等を行ないながら地域を支援していきます。また、協力医との共催で医療、福祉に関するセミナーを開催し、地域内の医療と福祉のネットワーク拡充を目指します。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

港北区は令和元年度の運営方針の基本目標として『活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北』を掲げ、その目標達成に向けた施策として「協働で進めるまちづくり」を挙げています。マンション等集合住宅の増加や道路拡張工事等によって環境が変わりゆく中で、地域が抱える問題点や住民の率直な声を直接聞くことができるのがケアプラザの強みです。よって区政をよりわかりやすく地域に浸透させるとともに、地域の声を区政に活かすべく区につないでいくのもケアプラザの役割と認識しています。高田地区は区内で最も高齢化率が高く、多数の相談が寄せられる一方で、子育てや障がいに関する相談も増加しており、老若男女問わず各々が多様化、複雑化した課題や悩みを抱えながら生活していることが窺えます。「高齢に特化しない地域包括ケアの推進」の視点を持ち、地域・NPO・企業等とつながりを深めながら協働によるまちづくりを進めています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

「ひとつプラン」については、地域に一番近いサポートスタッフとして区や区社協と連携し、推進に協力します。「みんなが笑顔 助け合いのまち高田」のスローガンの下での活動を応援し、時には地域と協働して取組みを進めます。「地域の安心安全な暮らし」を目的とすることでは、ケアプラザが主催する「地域ケア会議」と内容が重複する部分もありますが、双方が別々に検討され、取組みが進むことがないよう、地域や関係機関と連携・協働しながら進めていきます。また生活支援体制整備が行う地域アセスメントや各種事業・相談を通じて得られた地域課題や要望を情報提供し、新たな取組みを始めるきっかけを作っています。取組みの周知はケアプラザの広報紙等でも行い、地域の方々に活動を知っていただきながら、ボランティア等の新たな担い手も見つけていきたいと考えています。地域全体を対象とした地域包括ケアシステムの構築において

て、ひとつプランは重要な取組みのため、オール高田での取組みとなるよう協力していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

「地域」の中での、身近な相談場所、交流の場として年齢や障害のあるなしに関わらず、多くの方に参加して頂ける自主企画事業を実施します。「参加しやすい」、「楽しむ」事業を企画実施することで、地域を知り、地域の方との交流のきっかけ作り、地域に愛着を持っていただく事により、安心して暮らすことが出来る環境作りを行います。高齢分野に関しては、集まりの場を確保することで個別のニーズや地域で抱える課題を抽出し、地域や関係機関と共に問題解決に向けた取り組みを行います。子育て分野に関しては、継続して支援事業に取り組むと共に、高田地区子育てネットワークを通じ、関係団体との情報共有、相互事業に協力し地域の活性化に努めます。また、学齢期においては、学校との連携をこれまで以上に深め、PTAとも協働して地域と学校のつながりを深めます。障がい分野に関しては、地区社協、地域訓練会、地域活動ホームなどと協働し、障がい児（者）の居場所作りや外出余暇支援を行うと共に、地域より担い手を育成し、地域の方との関わりを持つ場の提供を行い、地域での支援、助け合いができる環境を作ります。

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

ケアプラザを利用することで、これまで以上に地域に目を向け、地域活動に关心を持っていたり、団体として地域に貢献していただけるようアプローチしていきます。各団体独自の福祉保健活動の支援の他に、各団体に適した活動の場の紹介を行うことにより、福祉保健活動としての地域貢献につなげます。地域での活動の場を増やす目的で、地域の各種関係団体にも受け入れ先としての情報提供、情報収集を呼びかけ、地域ネットワークを活かした幅広い福祉保健活動の場を設けます。また、館内清掃や作品発表会など自主事業を通して複数の団体が同時に参加できる福祉保健活動を実施することにより、団体間での交流や関係性を深めていきます。既存団体だけではなく、新たに活動を始めたいと考えている方（団体）へも情報提供などを行うと同時に、地域での動向など情報収集も積極的に行い、多くの方にケアプラザを利用していただき、福祉保健活動を通じて地域が活性化していくよう努めます。

ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域の関係機関と共に、地域での担い手の発掘、育成に努めます。これまでにボランティア経験の無い方へのきっかけ作りを行うと共に、地域でのニーズを把握し各機関と情報収集や情報共有をすることにより新たな担い手による地域貢献の場の提供や呼び掛けを行い、地域と住民をつなぎ、地域と共に成長できるようコーディネートしていきます。「出来ることを」「出来る時間に」をキーワードとして、気軽なボランティア活動として周知していきます。定期的にボランティア懇談会を開催し、参加者の意見や要望などを聞く場を設け活動しやすい環境を作ります。また、

複数の地域活動団体との協働にて団体間でのボランティアコーディネートも行い、ケアプラザ内のボランティア活動だけでなく、各団体や地域での活動につなげていきます。また、高田地区キャラクターたかたんの活動を通し、若年層世代へのボランティア活動への参加促進、活動の場の提供を積極的に行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

関係団体、関係機関、地域各団体の定例会議や地域活動に参加し、地域情報の収集に努め、包括、生活支援各部門との情報共有化を図ります。貸館利用団体を含めた地域活動団体とは、積極的に情報交換の場を持ち、情報収集、情報提供だけでなく活動状況の把握に努め、地域における福祉保健活動の底上げを図ると共に団体間での横のつながりを強化し、地域一丸となる支援へとつなげていきます。地域で開催されているサロン等にも参加をし、スタッフ、参加者両者からの情報収集を行い、課題解決に向けた提案を行います。また、広報紙を町内会、関係機関だけでなく、保育園、幼稚園、小中学校へ配布し、幅広い年代の方に地域の様々な情報を提供し、地域活動への参加を促していきます。地域のパイプ役として、町内会、各種機関、住民などから幅広く情報を収集し、発信していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域ニーズは民生委員や老人クラブ連合会等の定例会に参加して情報収集します。またケアプラザで行う自主事業の参加者にアンケートやヒアリングを行い、ニーズに隠れている本人の思いにも注目していきます。同じ情報でもケアプラザ内の各職種によって視点が違うため、捉えるニーズも異なります。収集した内容を見える化し、ケアプラザ内で意見交換した後に区、区社協とも情報共有します。そのツールとして地域支援計画を引き続き作成します。地域支援計画を作成するためには日々の地域支援記録が重要になります。地域支援記録から所内の5職種会議等で情報共有を図り、地域アセスメントをケアプラザ全体で進めています。平成30年に実施した外出に関するアンケートの結果を基に現在、高田地区では「お出かけプロジェクト」が立ち上がり、お店等まで行くことが出来ない高齢者の移動手段の確保について検討しています。コミュニティバスの運行に関するアンケート調査等で詳細なニーズを把握しながら、地域活動への参加意欲のある担い手発掘にも繋げたいと考えています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

民児協や老人クラブ連合会、地域の活動団体の定例会や港北区内の生活支援コーディネーターの連絡会に参加し、また他の地域でおこなっているサロンや地域食堂等の見学を行い、情報収集をしていきます。不足する情報はインターネットや「地域活動サービスデータベースシステム

Ayamu 地域介護」を活用していきます。特に、Ayamu については、ケアプラザで情報収集し入力を行うため、常に正しい情報を提供できるよう、随時更新をしていきます。そして、日常業務において地域アセスメントのツールとして活用していきます。これらの情報にケアプラザの専門職の視点を加え意見交換をし、その結果を区社協や区役所と共有を図り、活動の見直しや発展にも活かしていきます。生活支援コーディネーター連絡会では、引き続き企業との連携に取り組みます。福祉団体は勿論福祉以外の企業の地域貢献について、アンケートやヒアリング調査等を実施していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

アセスメントで把握した地域課題を解決するために、既に立ち上がっている協議体があるため、引き続き関係強化を図りながら取組みを進めていきます。平成30年に高田地区在住の一人暮らし高齢者を対象に、外出に関するアンケート調査の実施後に立ち上がった協議体がそのひとつですが、メンバーが民児協のみとなっているため、今後は協力してほしい地域住民・団体等に働きかけを行っていきます。空家活用の居場所事業においては、民生委員や有志の方々が集まっているため、必要に応じて参加者名簿や参加団体の活動一覧を作成し、情報共有を丁寧に行っていきます。協議体運営についてはメンバーから出される様々な意見を柔軟に受け止めながらも、目的を随時確認しあいながら取組みの方向性を決めていきたいと考えています。包括レベルの地域ケア会議は、引き続き年2回開催し、前回までの振り返りを行いながら継続して地域課題解決に向けて取り組んでいきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

高田地区では現在、住み開き・空家活用・店舗活用といった様々な形式での居場所・サロンが行われています。ケアプラザは多くの創出及び運営に関わり、経験値を積み重ねてきました。地域アセスメント等で把握したニーズを住民主体のサービスとして創出する際、またそれを継続していくには「人・場所・資金」が不可欠となります。ケアプラザは所内連携や地域との協働によってこれらの課題を乗り越え、サービスを発展させていきます。ケアプラザを運営する法人の地域貢献事業の予算で戸建住宅を借り上げ、地域のボランティア団体に転貸して居場所を創出した例など、既存の方法にとらわれない取組みで今後もサービス創出や継続の支援を行っていきます。また広報紙や地域イベント、貸館団体に向けて活動を周知することで新たな手を確保します。地域内で行われるサービスや資源の把握と並行して新たな課題抽出とニーズ把握を行い、地域包括ケアの視点から必要なサービスの創出・充実に努めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

日頃より、近隣住民や地域活動団体の他、医療や福祉等の専門職集団との連携強化を図っていき、個別相談を受けた際は、迅速かつ丁寧に“チーム高田”として対応していく体制を作っていくきます。本人や家族等からの相談を受け付け、対応していくことは当然のこと、多様化、複雑化していく地域課題を地区別、内容別、年代別等により集計し、データベース化を図ります。それを基にして、地域課題を拾い上げ、それに対する地域包括支援センター職員の知識を深めたり、三職種間での情報共有を図ります。その一方、この地域に必要とされる支援機関との連携強化を重点的に進めたり、有志団体等の育成や連携支援を行ない“チーム高田”の体制を強固にしていきます。更に、地域課題から各々テーマを導きだし、地域住民への啓発活動の為の事業展開を実行していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高田地区は高齢化が進み、戸建やマンションに高齢者が夫婦二人で生活されており、一人暮らしをされている方が年々増えてきています。また、サービス付高齢者住宅も3施設存在しています。駅に近く、都心にアクセスしやすい環境のため、マンションや戸建てが年々増加し、若い世代の流入も増えてきています。以上のような環境から高田地区でも、認知症になつても安心して暮らしていく体制作りを構築していくために、『認知症サポーター養成講座』や『認知症講座』を年間通じて開催し、介護者にとって、認知症に対する正しい理解や接し方等を学んで頂き、地域住民や小学校、中学校等の生徒や銀行などの企業の方には、認知症に対する正しい理解や接し方、見守り等の支援に協力してもらえるような体制作りを構築していきます。また、認知症をより深く理解して頂くために『認知症サポーター養成講座』を受けられた方を対象に、『認知症サポーターフォローアップ研修』を開催し、接遇体験などの実践的な講座を取り入れていきます。また、同時に担い手の育成も進めています。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢化が進み、戸建やマンションに高齢者が1人もしくは夫婦で生活する世帯が増えており、中には認知症の夫や妻を介護している老々介護も増えてきています。また、障がいのある子どもをその親が介護する等、いわゆる8050や9060問題も増えてきています。そういう状況の中で、成年後見制度を活用し、老後を安心して暮らしていくようにするために、講座等での普及啓発を図ったり、相談があった際は、的確に及び迅速に後見制度に結びつけられるように、職員の基礎知識を掘り下げることや専門職の関係強化を進めていきます。また、介護ストレスなどによる子から親への虐待やその逆も増えてきているため、医療機関やケアマネも含めた福祉機関へ虐待に対する意識づけや、発見機関としてのネットワーク構築を進めています。また、地域住民に対しても、虐待に対する意識をもつて頂くように講座開催や自治会への働きかけを行い、ケアプラザを基点としたネットワークを構築し、虐待の早期発見、早期対応を進めていきます。加えて、消費者被害も多くなっています。未然に防ぐために講座を開催して、啓発を図り、相談機関としての地域包括センターの役割をケアプラザでの事業や自治会の会合等で説明

し、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行い、ケアマネジャーが高齢者の生活を丸ごと（包括的）、切れ目なく（継続的）支えることができるケアマネジメントを実践することが必要と考えます。これを実現出来るよう、包括的・継続的なケア体制の構築・地域におけるケアマネジャーのネットワークの活用・日常的個別指導・相談・支援困難事例等への指導を行っていきます。具体的には高田地区ケアマネ連絡会を定期開催し、その中でケアマネとして不安に感じている事の相談・支援、研修の他、区役所・社協・地区民児協との交流会等を行ない其々のスキルを高めています。またサービス担当者会議への出席や困難ケースに対しての事例検討会の開催、相談等から地域ケア会議の開催へと繋げて、地域課題の把握、インフォーマル資源の発掘に努めています。在宅医療・介護連携推進事業については、個別・地域課題の解決に向けて、医療機関と介護事業所等が、日常の中で必要な情報や各々が抱える問題・課題等をお互いに円滑に共有し、一体的な支援・サービスを行うことができるネットワーク・連携体制を構築していきます。具体的には、区内包括合同の研修会及び、区内包括と港北事業者連絡会「ガンバ港北」・区の共催による研修会、高齢者支援ネットワークの研修会の開催に協力して各々のスキルアップを目指すと共に、研修を通じて多職種間で話し合う場を作ることで介護・医療との連携を深められるようにしていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

高田地区における見守りネットワーク構築に向けて地域ケア会議にて取り組んでいます。具体的に地域で進めて行くために一人暮らし及びそれに準じる方の見守りや、見守りを地域で支えていくための担い手の育成、発掘を考え検討しています。地域での各団体が行っている高齢者の見守りについて冊子にまとめ、地域で共有しています。今後は、地域を支えるということを、地域の一人ひとりが情熱を持って取り組んでいける道筋を作っていくたいと考え、そのためにも、「見守りチェックシート」の活用を視野に入れ、コンビニやスーパー等の商店や企業を含めた高田地区全体で取り組む体制を構築していきます。また見守りを地域で支えていくために、担い手の育成、発掘を組織的に取り組む必要性があり、その具体的なところでは、「向こう3軒隣り」精神を持てる人を増やす仕組み作り、町会活動・団体活動の理解を求め、若い世帯が参加できるような取組など、顔の見える関係作りをしていき実現に努めています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

地域包括支援センター（以下包括）の3名の職員で引き続き事業を行っていきます。介護予防サービス・支援計画書は要介護状態になることを防ぐため、本人の意思・人格を尊重し、本人の

意欲を引き出しながら「本人ができるることはできる限り行う」ことに留意して作成します。適宜インフォーマルサービスの情報提供を行い計画書に反映させていきます。また、ケアプラザ事業、地域イベントへの参加や居場所へ通うなど、地域で生きがいや楽しみを持てるよう支援していきます。要支援と認定される方の増加に伴い、包括だけでの計画書作成は難しいため、居宅介護支援事業所に業務委託します。委託する場合は、包括内で打ち合わせの場を持ち事業所の選定を行います。契約やサービス担当者会議に出席し、ケアマネジャー・サービス事業者と連携を図り適切なケアマネジメントができるよう支援していきます。包括内では業務の進捗状況の確認と業務内容の共有化を図りながらチームとして支援していきます。包括職員も積極的に研修等へ参加し専門職としての意識やスキルの向上に努めています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者の認定率が区平均より高く、要介護高齢者の増加が見込まれるため、健康づくりや生活機能の維持・向上に向けた介護予防に取り組むきっかけづくりができるよう普及啓発していきます。ケアプラザではロコモ予防講座を開催し、体操のほか、歩き方・口腔ケア・栄養・フットケア・認知症予防の講座を取り入れながら、日常生活で実践していくことができるよう支援していきます。ケアプラザまで来ることが難しい方のために、ケアプラザ外の場所で行う介護予防講座も実施していきます。個人宅で実施しているサロンでも、介護予防の講話・体操を行い重症化を遅らせることができるよう区担当保健師と共に支援していきます。相談を受ける中で認知症の疑いのある方、認知症の方の相談が増えていることをふまえ、認知症になっても安心して地域で暮らしていくよう、認知症を正しく理解してもらうこと、どうすれば予防できるかについての講座を開催していきます。地域で活動している介護予防グループ、元気づくりステーションには、活動の意味・必要性を隨時確認し、継続して仲間と一緒に活動していくことができるよう支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

当ケアプラザのコンセプトである「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進していく為に地域包括支援センターとしては、3つの主要テーマに基づき推進していきます。1つ目は、認知症、引きこもり、ゴミ屋敷、虐待（高齢・障がい・児童）、消費者被害、貧困などの問題が発生している世帯の早期発見、早期対応に努めています。その為にはまず、地域包括支援センターという相談窓口としての機能を充分周知していくことが大切と考え、広報紙にて周知を図ります。又、ケアプラザ内の事業や町内会の会合等に参加して周知をしていきます。2つ目は、見守り体制の構築です。重層的に支援していくかなければならない分野であり、個別や包括レベル地域ケア会議等で情報共有を図り、地域交流部門や生活支援体制整備部門との協働のもと、医療・介護関係者、地域住民、ボランティア団体、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携して対応していく体制の構築を進めています。3つ目は、具体的な支援をしていく担い手としてのボランティア等の育成です。

その為には、ケアプラザ内の各事業に赴き、担い手となるように協力を仰いだり、地域交流部門や生活支援部門の協働のもと、ボランティア講座等を開催し、担い手の育成に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

ケアマネジメントを行なう際は法令を遵守し、利用者、家族本位を基本とした質の高いケアプランを作成し、利用者が安心して在宅生活を送れるよう支援していきます。24時間連絡が取れる体制を整え、利用者等からの急な相談にも対応していきます。特定事業所加算の対象となる事業所として計画的に研修を実施する他、事例検討会や勉強会などにも積極的に参加し、介護支援専門員の資質向上に努めます。地域包括支援センター（以下包括）や地域交流部門から情報を収集し、横浜市独自サービスやインフォーマルサービスも最大限に活用したマネジメントを行い、介護保険サービスだけでは満たせない部分も支援していきます。ケアプラザ内の事業者という性格を活かし、包括からの緊急、困難ケースについても積極的に受け入れる他、要支援と認定された方のケアプラン作成についても受託し、包括と連携しながら自立した日常生活が送れるよう支援していきます。また地域住民の集まる場などに参加して、介護保険を身近に感じて頂くと共に、支援が必要になった時に円滑にサービスにつながるよう、顔の見える関係を築いていきます。港北区との委託契約による要介護認定調査も引き続き行います。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい日常生活が送れるように支援し、高齢によって外出の機会が減少し、閉じこもりがちになってしまう孤立感の解消、心身機能の維持、家族の負担軽減を目的として実施していきます。介護度が中重度の方であっても、生きいきとした毎日が送れるように、在宅生活に必要なケアや社会性の維持を目的としたプログラムを作成します。心身の活性化に不可欠な食事にも力を入れていきます。旬な食材を取り入れた献立を作成し、個々の利用者に合わせた食事形態で、出来立ての食事を提供します。レクリエーションの一環として、家庭菜園を行い、育てる楽しさや収穫する喜びも感じることが出来て、食事をより楽しく美味しく召し上がっていただけるよう心掛けていきます。また、地域のボランティアの方に協力していただくなどケアプラザの通所介護として、地域との関係作りも大切にしていきます。地域の方から頂いたタオルで雑巾を作成し、近隣の小学校へ寄付をするなど、利用者に役割ややりがい、達成感を感じただけるようなプログラムを盛り込んだサービス提供に努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

今後5年間の施設運営を予測して収支計画を立てた場合、指定管理料の金額を上限に設定しても充分とはいえないません。最低賃金の上昇や同一労働同一賃金のために増大する人件費、快適に施設をご利用いただくために必要な管理費、開設から20年が経過して年々嵩んでいく修繕費等を考慮する

と、今後はこれまで以上に効率性や採算性を重視した事業運営が求められます。年間の事業計画を精査し、費用対効果等を充分に考えながら、大切な指定管理料を有効に活用して地域に向けた事業を行っていきます。介護保険事業の収入は基本的に通所介護等のサービス経費として利用者に還元しますが、必要に応じて指定管理事業に充当する等、ケアプラザ全体として偏りのない会計を行うよう心掛けます。また、近年問題となっている収益の内部留保についても、過剰なものにならないよう法人として取り組んでいきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

節電節水等による光熱水費の節減や備品類の長期使用、相見積もりによる低価格の備品・消耗品類の購入、高額な物品購入または保守・リース契約等に関する入札の実施、業務効率化で時間外勤務（残業）を減らし、適正人員を見直すことによる人件費の節減、訪問時に電動自転車を使用することでの交通費やガソリン代の節約、書類のペーパーレス化による紙の印刷量の減量化、印刷済み用紙の裏面使用、地域の各種団体やボランティアとの協働による低予算での自主事業の実施、採算性を考慮した事業実施など、職員全員がコスト意識を高く持って取り組み、日々の小さな積み重ねによって運営費を低額に抑えるよう努めます。指定管理料が不足する部分については、デイサービス等からの介護保険事業収入を充てるなどして安定を図り、施設全体での収支が赤字にならない運営を行なっていきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

当ケアプラザは事業を行う際、各部門や職種ごとで役割を分担しながらも、決して縦割りになるとなく各職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力し、「ケアプラザ全体として取り組む」ことを心掛けてきました。また自主事業は地域の各団体やボランティア、学校等と共に開催して行い、「地域とともに使う地域支援」に努めてきました。前期指定管理期間に行なった、または現在まで継続的に行なっている主な事業を記載します。

- ・施設の管理は基本協定書及び運営マニュアルに従って適切に行いました。設備の保守点検や修繕、備品の購入及び管理は必要に応じて区と協議しながら対応し、地域の方が安心して気持ちよく利用できる施設運営に努めました。
- ・施設の会計事務は法人本部が担当し、会計事務所によるチェックを毎月行う等、適切な会計業務を行いました。
- ・運営協議会を年2回実施し、運営や事業について委員の方より意見・要望をいただき、その後の事業に役立てました。また地域包括ケアを大枠のテーマとした意見交換を毎回行いました。
- ・災害発生時に福祉避難所となるケアプラザの役割を地域に周知しながら、地域防災訓練に参加しました。
- ・貸館利用が非常に多いため、希望団体と協議の上で3時間の1枠を更に分割する等、施設の有効利用に努めました。また大人数が来館するイベントの際は休業日のデイルームも利用する等、行事の盛況と地域の活性に協力しました。
- ・子育て支援として、区主催の子育て支援、高田赤ちゃん会、たかたつ子育て、各事業のサポート

と情報提供などを行いました。また、高田地区子育てネットワークの一員として、定例会議やたかたんこどもまつりなどに参加しました。

- ・障がい児余暇支援事業として、こうほく☆なつとも、区内ケアプラザ6館共催事業こうほくからふる、高田地区社協共催事業たかべり～ずを実施しました。外出やケアプラザ内でのレクリエーションなどを行い、地域の方にボランティアとして参加していただくことにより地域での支援、地域との関わりの場を提供しました。
- ・地域向けに5回連続講座「子どもたちが未来に希望を持てる地域づくり」を行い、参加者の中から地域活動団体として「高田こども未来応援団」を立ち上げました。2018年夏より3回オープンスペースを開催し、地区内3小中学校の子ども達の居場所作りを行いました。
- ・自宅に閉じこもりがちな方が参加しやすい居場所として実施していた「喫茶たかた」はその後、「えがおカフェ」と名称を変更し、地域の方が広く参加できるようにしました。内容も前半に、地域の方に知ってほしい内容の講座や認知症予防体操、音楽鑑賞や合唱等多彩なプログラムを用意し、後半はボランティアによる挽き立てのコーヒーを提供しました。各テーブルにて自由に談笑していただきながらケアプラザを知ってもらう機会にもしました。
- ・消費生活推進員との共催により、毎年講師を呼び、地域住民向けに消費者被害から自分の身を守ることを主要テーマとして、「悪質商法について」の講演会を行いました。
- ・行政書士会との共催で、成年後見や遺言等終活をテーマとした個別相談会を実施しました。
- ・民生児童委員の定例会に出席して、地域情報の共有や、ケアプラザ事業の周知、個別ケースの共有等を行いました。
- ・民生・児童委員と高田地区を担当するケアマネジャーとの懇談会を年1～2回開催し連携強化を図りました。
- ・相談のあったケースはデータベースに登録するとともに、個人ファイルを作成して管理し、相談があった際は迅速に対応出来る体制を作りました。データベース登録者数は約2,800名です。
- ・ケアプラザで行なわれているボランティア団体が主催しているサロン（生きいきサロン等）に参加して、地域包括支援センターの周知とケアプラザ事業の広報を行いました。
- ・高齢者・児童・障がい分野々における虐待（疑いも含む）早期発見・早期対応を図るために、医療、介護、行政等とで連絡会を開催。虐待に関する意識強化とネットワーク化を図りました。
- ・認知症の方でも安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症サポーター講座を学校向け、地域住民向けに行ない、認知症講座、認知症予防講座等を地域住民向けに行なって広く、認知症に対する知識や対応方法、予防の普及・啓発を図りました。
- ・認知症サポーター養成講座受講者を対象に、認知症サポーターフォローアップ講座を開催しました。他地区で行われているサロンや、認知症対応型デイサービスを見学し、ボランティアスタッフから話を聞くなど、地域で活動するという視点を培う内容にしました。新しいキャラバンメイトが増えました。
- ・「終活教室」と銘打ち、老後の生活や死後の準備等、安心して老後を迎えるようにするための講座を地域住民向けに行ないました。
- ・ケアプラザで料理を内容として活動している団体との共催で、引きこもりの方や家に閉じこもりがちな方を対象とした昼食会を開催しました。
- ・保健活動推進員との共催で介護予防、健康促進を目的とした「らくらくウォーキング」を実施しました。

- ・ケアプラザからの情報発信は広報紙「高田つうしん」の回覧を中心として、町内会未加入の方も見ることができる掲示板も活用しました。
- ・ケアプラザの広報紙を地域内の事業者（薬局、信用金庫、郵便局等）の協力を得て設置し、ケアプラザ事業やイベント等を周知しました。
- ・ケアマネジャーから電話や来所による相談を受け助言や指導を行ないました。また状況により同行訪問や事業所訪問を行ないました。
- ・訪問介護のアピールシート・MSW連携シートと、インフォーマル情報誌を区内9地域包括支援センター合同で行ない2年毎に内容を更新、地域のケアマネジヤーや事業所へ配布しました。
- ・新任・就任予定のケアマネジャー支援（区内8ないし4包括合同）をケアカンファレンスの一環として行ないました（施設見学会年1回、制度説明会年1回、勉強会年1回）。
- ・港北区内8包括共催及び高田包括のみでのケアマネジャー向けのカンファレンスを開催し質の向上を図りました。
- ・新任のケアマネジャーを対象とした勉強会及び意見交換会を開催し、問題把握やそれに対するアドバイスを行いました。
- ・地域の医療機関との共催で、地域住民向けに認知症、脳血管疾患、精神疾患についての講演会を開催し、知識の普及・啓発を図りました。
- ・地域ケア会議は個別ケース地域ケア会議と包括レベル地域ケア会議を年2回ずつ行い、個別支援の充実や地域レベルでの課題抽出をしてきました。地域の方が高齢者を見守る際に、その変化に気付き連絡するためのガイドとして「見守りチェックシート」を作成し、周知しました。
- ・ロコモ予防講座を介護予防事業として実施しました。専門の講師による体操の他、日常生活で実践できるよう栄養、口腔ケア、フットケア、認知症予防、歩き方の基本等の内容で行いました。講座終了後は、必要に応じて自主化しているOB団体への参加を促し、その団体への支援も行いました。
- ・ウォーキング講座、ロコモ予防講座から元気づくりステーションが2カ所立ち上がり、ウォーキングの会と脳活性化ゲーム（スリーA）・茶話会の会が介護予防活動を継続しています。
- ・認知症予防を目的とした脳活性化ゲーム『スリーA』を習得し、地域で活動していくことに関心のある方を対象に“スリーA 支援者養成講座”を開催しました。養成講座からボランティアが立ち上がり、元気づくりステーション、デイサービス、認知症カフェで活動を継続しています。
- ・地域の居場所「ふらっと高田」の食事会へは月1回出向き、介護予防体操・口腔体操、健康に関する情報提供や相談を行いました。
- ・日頃から介護予防活動をしているグループへ声かけし、他のグループとの交流の機会を設け、情報交換を行いました。スクエアステップ（身体機能・認知機能に良好な効果が得られる運動）、スリーA、地域リハビリテーション事業を利用して作業療法士を講師に迎え講義・レクリエーション体験（コグニサイズ）などを行いました。
- ・生活支援部門と共に「シニアカレッジ 口腔と栄養」を開催しました。口腔ケアの大切さ、バランスの良い食事についての講座の後、料理活動グループに管理栄養士のレシピで調理いただき、参加者・講師含めて昼食を摂りました。
- ・毎月1回、「介護者のつどい」を開催しました。ピアカウンセリング方式で日頃の介護の大変さや悩み事を話す他、介護の工夫を出し合ったり、情報交換の場としました。またリフレッシュのため近場への外出、デイサービス・小規模多機能型施設への施設見学を行いました。

- ・ケアプラザや周辺地域に集中している居場所を分散し、特に坂の上の地域からの参加を促し、支援の必要な方に早期に関わりを持つ目的で、高田研修所で「たかたの丘サロン」を月1回開催しました。地域包括支援センター職員が参加しているため、個別相談や介護予防につながる講座や体操を実施しました。認知症予防講座を2回連続で行いました。
- ・介護や自身が抱える悩みの軽減を目的に、癒しをテーマに自主事業「オアシス」を実施しました。活花を使ってアレンジを作り、作り終わった後は、コーヒーを飲みながら茶話会を行いました。
- ・外出におけるニーズ把握のため、民生委員による75歳以上一人暮らし訪問事業と並行して、アンケート調査を実施しました。その結果をもとに、民児協内でグループワークを行い、そこから移動支援を考えるプロジェクトチームが立ち上りました。
- ・既存のサロンには男性の参加者が少ない、ケアプラザ以外の活動場所が少ないという現状から、男性を対象とした「男性向けサロン」を定期開催しました。地域のリハビリ型デイサービスの休業日を利用して、運動指導員の指示のもとマシンを使った運動を行いました。定員10名のところ、6、7名の参加者の定着がみられ、運動だけではなく、参加者同士の情報交換の場にもなりました。
- ・高齢者住宅の入居者に対して、認知症の有無に関わらず、地域との交流を深めて、地域に対する愛着心を持ち、見守りネットワークを充実させる一環として、「地域交流会」をそんぽの家S高田で開催しました。お楽しみ的なイベントや認知症予防講座を開催しました。
- ・住み開きにて地域貢献をしたいという地域住民からの相談に対して、町内会、民生委員、地域の福祉団体等に声かけをし、どのような居場所にしていくかを検討する場を設定し、「ふだん着 紋」がオープンしました。介護予防の支援や広報を行いました。
- ・空家利用の居場所「ゆずの樹」は社会福祉法人の社会貢献事業として家主と法人との間で賃貸契約を結び、地域のボランティア団体に転貸するという形で場所を確保しました。
- ・「ゆずの樹」立ち上げの際、丸山住宅自治会の役員を対象に、日頃の困りごとや場所の用途について話し合うワークショップを行いました。
- ・喫茶店の場所を地域住民のために開放したいと地域住民からの相談があり、助成金の説明や、「ふらっと高田」に行き、居場所づくりにおけるノウハウを聞く場を設ける等運営支援を行いました。
- ・新たな担い手の掘り起こしのため、港北区内の生活支援コーディネーターと区社協、区役所との共催で「よこはまシニアボランティアポイント研修会」を実施しました。
- ・生活支援における「ボランティアサークルまごの手」の立ち上げにおいて、スタッフ募集等の広報を行いました。また、定例会に毎回参加し、高田地区の現状やニーズ等の報告をしました。依頼があった場合は、ケアマネジャーや依頼者と団体との調整を行いました。
- ・地域に活動を知ってもらうために、高田地区ケアマネ連絡会で、「ボランティアサークルまごの手」の広報活動を行いました。
- ・居宅介護支援事業はケアマネジャー3人体制で高田地区の利用者を中心に契約しマネジメントしました。区や包括、医療機関や民生委員等と連絡を密にしながら認知症等のため関わりが難しいケース、独居や家族関係に問題があるケースについても積極的に対応しました。
- ・通所介護は横浜市通所介護相当サービスと一体的に実施し、通常のメニューに加え季節行事や行事食等を多く取り入れました。レクリエーションについても地域交流部門が主催する作品展に出店したり地域イベントで使う飾りや小物の作成を行う等、利用者のADL向上と地域交流、家族の負担軽減を重視した内容としました。
- ・介護職員のうち介護福祉士の割合が一定以上ある場合に加算が算定できるサービス提供体制強化

加算届出施設として、利用者の自立支援に主眼を置いた適切な介護を行いました。「手を出しすぎない」「見守る・待つを大切にする」ことを心掛け、その利用者に応じた必要な介護を行うよう努めました。

- ・地域ボランティアを大勢受け入れ、日常の話し相手や入浴後の整容、また趣味活動にご協力いただきました。シニアボランティアポイントの推進も積極的に行いました。
- ・高田地区キャラクター『たかたん』管理委員会の事務局としてキャラクターデザインと着ぐみの管理を行い、地域交流と地域活性に協力しました。令和元年度には同委員会が港北区社会福祉大会において地域福祉活動功労を受賞しました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

当ケアプラザは総じて職員の定着率が高く、また法人内の人事異動も少ないとことから、これまで所長及び指定管理業務に係る5名の常勤職員において、業務に支障をきたす欠員が生じることはほとんどありませんでした。しかし今回の計算対象期間であるH28年度からH30年度の間には2名の職員・職種について交代時に補充ができず、欠員期間が生じました。

- ・3年間の日数（1,095日）×常勤職員の人数（6名）＝配置すべき日数（6,570日）
 - ・配置すべき日数（6,570日）－欠員日数（248日）＝実際に配置された日数（6,322日）
 - ・実際に配置された日数（6,322日）÷配置すべき日数（6,570日）＝職員充足率（96.22%）
- 評価基準である職員充足率（97.25%）には達しませんでしたが、対象期間3年間のうち欠員が生じたH29年度を除く2年間は欠員日数がゼロであり、全体としては安定した配置ができたと考えています。次期指定管理期間も安定した職員配置を行っていきます。

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市高田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費）	10,042,700
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	487,500
事業費（税込）	自主事業は地域や関係各所と共に実施し、経費削減、採算性も重視していきます。金額は実績と事業計画をもとに算出しました。	450,000
事務費（税込）	金額は実績をもとに算出しました。	3,550,000
管理費（税込）	・光熱水費：4,200,000 ・施設維持管理費（各種保守点検費）：2,500,000	6,700,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
施設使用料相当額 ※2		△3,587,500
合 計		18,116,700

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費 (税込)	金額は今後の事業計画を見据え算出しました。	[REDACTED]
事務費 (税込)	金額は今後の事業計画を見据え算出しました。	[REDACTED]
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	19,064,100
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	526,500
事業費 (税込)	金額は今後の事業計画を見据え算出しました。	150,000
事務費 (税込)	金額は実績及び今後の事業計画をもとに算出しました。	2,156,400
管理費 (税込)	・光熱水費：1,000,000 ・施設維持管理費(各種保守点検費)：750,000	1,750,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		24,403,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	区内でも高齢化率が高い地域として特色のある事業を積極的に展開していきます。事業計画から算出しました。	154,000
	合 計	154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内訳 横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ運営事業(a)	18,116,700	18,116,700	18,116,700	18,116,700	18,116,700
	生活支援体制整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
	地域包括支援センター運営(c)	24,403,000	24,403,000	24,403,000	24,403,000	24,403,000
	一般介護予防事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計(a)～(d)	48,475,700	48,475,700	48,475,700	48,475,700	48,475,700
内訳 介護保険 事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	3,703,700	3,705,922	3,707,405	3,708,146	3,708,517
	居宅介護支援事業	18,918,900	18,930,251	18,937,823	18,941,611	18,943,505
	通所系サービス事業	94,144,050	94,191,122	94,219,379	94,238,223	94,247,647
その他収入		1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
収入合計(A)		166,742,350	166,802,995	166,840,307	166,863,680	166,875,369
内訳	人件費	105,520,558	106,575,764	107,641,521	108,717,936	109,805,116
	事業費	15,560,000	15,560,000	15,560,000	15,560,000	15,560,000
	事務費	11,740,000	11,740,000	11,740,000	11,740,000	11,740,000
	管理費	15,601,560	15,603,120	15,604,680	15,606,241	15,607,802
	消費税等	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	その他	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
支出合計(B)		150,822,118	151,878,884	152,946,201	154,024,177	155,112,918
収支(A-B)		15,920,232	14,924,111	13,894,106	12,839,503	11,762,451

団体の概要

(令和2年2月25日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん りょくほうかい) 社会福祉法人 緑峰会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6051番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)			
設立年月日	昭和57年3月27日			
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年12月 特別養護老人ホーム港北みどり園開設 ・平成9年3月 認知症高齢者グループホームちとせ開設 ・平成12年2月 横浜市高田地域ケアプラザ開設 ・平成12年5月 ショートステイセンターすいらん開設 ・平成19年4月 特別養護老人ホームグリーンライフ開設 ・平成19年9月 横浜市日吉本町地域ケアプラザ開設 			
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・通所介護 ・居宅介護支援 ・地域包括支援センター ・地域活動・交流 ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	1,541,827,987	1,557,062,177	1,547,093,462
	総支出	1,512,885,640	1,502,838,939	1,519,510,375
	当期収支差額	28,942,347	54,223,238	27,583,087
	次期繰越収支差額	984,866,174	1,039,089,412	1,066,672,499
連絡担当者	<p>【所 属】社会福祉法人 緑峰会本部</p> <p>【氏 名】[REDACTED]</p> <p>【電 話】045-592-7201</p> <p>【FAX】045-592-7203</p> <p>【E-mail】[REDACTED]</p>			
特記事項				